

第 1 号様式（第 9 条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和 6 年度	次回見直し予定	令和 11 年度
条 例 名		神奈川県看護師等修学資金貸付条例			
条 例 番 号		昭和 39 年年神奈川県条例第 40 号	法 規 集	第 8 編第 2 章第 3 節	
所 管 室 課		健康医療局保健医療部医療整備・人材課			
条 例 の 概 要		将来県内において保健師、助産師又は看護師の業務に従事する有能な人材を育成するため、神奈川県看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。	将来県内において、看護師等の業務に従事する人材を育成、確保するため、修学資金の貸付けに関し定める条例であり、現在でも必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。	修学資金貸付者は大部分が県内で就業しており、県内の有能な看護人材の育成・確保に有効に寄与している。			令和 5 年度県内就業数/卒業数：165 人/171 人
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。	修学資金の額、区分、返還方法等については、いずれも適当であり、効率的な事務執行がなされている。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。	神奈川県保健医療計画において、医療従事者の確保対策の推進をしているところであり、修学資金の貸付を規定する本条例の内容は、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。	修学資金の貸付、返還、免除等について規定するものであり、憲法、法令には抵触しない。			
	その他				
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				